

○深谷市修学奨励資金給与に関する規則

平成18年1月1日教育委員会規則第28号

深谷市修学奨励資金給与に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、深谷市修学奨励資金給与条例（平成18年深谷市条例第106号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、奨励資金の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 条例第2条第2号でいう疾病、事故、障害、災害及び火災とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 疾病、事故 病気、交通事故又は労働災害により、連続して、3月以上の入院加療を要する場合をいう。
- (2) 障害 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定するもののうち、2級以上の障害が見込まれる場合をいう。
- (3) 災害又は火災 主たる家屋が全壊した場合又は全焼した場合をいう。

(申請)

**第3条** 条例第4条の申請は、修学奨励資金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類のいずれかを添付して市長に申請しなければならない。ただし、死亡の場合は添付書類は要しないものとする。

- (1) 疾病又は事故の場合 加療を受けようとする医療機関の診断書等
- (2) 障害、災害又は火災の場合 関係官庁の証明書又はこれらに準ずる書類

2 申請書の提出期限は、事実関係が生じた日から起算して6月以内に行うものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(審査)

**第4条** 深谷市教育委員会は、申請書の審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(通知)

**第5条** 市長は、前条の審査結果に基づき受給者を決定したときは、速やかに修学奨励資金認定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深谷市修学奨励資金給与に関する規則（平成4年

深谷市教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。